

秋の給付金(平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金) 申請受付を開始します(10/3から)

平成26年4月に実施した消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

また、障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者の方への支援をするために実施するものです。

この臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金は、基準日(平成28年1月1日)時点で下野市に住民登録された方(外国人を含む)で、住民税(市県民税)非課税者が対象です。

ただし、課税者の扶養親族になっている場合や生活保護受給者である場合は対象となりません。

また、確定申告、又は住民税の申告をされていない方は申告してください。

基準日に市内に住民登録がない方は、住民登録されていた市町村で申請の受付をすることになります。

臨時福祉給付金

■支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されていない方

※課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者である場合などは除きます。

■支給額

対象者1人につき3千円(支給は1回)

■申請方法

「対象となる可能性がある方」には、10月初旬に「申請書」を送付しますので、同封の申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、返信用封筒にて返送してください。

※確定申告、又は住民税の申告をされていない方は申告をお願いします。

■受付期間

10月3日(月)～2月3日(金)(4か月間)

■支給決定

審査終了後、決定通知書を送付し、順次支給します。

■問い合わせ先

社会福祉課
☎(32)8899

障害・遺族年金受給者向け給付金

■支給対象者

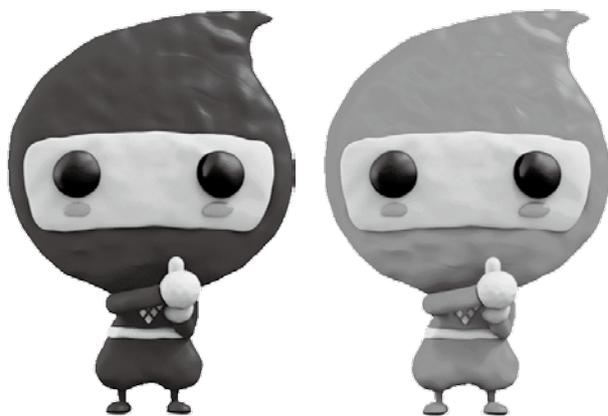
下記2つの要件を共に満たす方が対象です。

- ①左記の臨時福祉給付金支給対象者である方
- ②平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している方

※ただし、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給した方は対象外となります。

■支給額

対象者1人につき3万円(支給は1回)



給付金を装った不審な電話・メールが発生しています。
"振り込め詐欺"や"個人情報・マイナンバーの詐取"にご注意ください。
(※) 給付金の申請にマイナンバーは必要ありません。

市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便、メールがあった場合にはお住まいの市町村や警察署(警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。